

霧島市男女共同参画審議会の委員を募集します

霧島市では、平成 24 年4月から「霧島市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進に関する市の基本計画の進捗状況や重要事項を審議する「霧島市男女共同参画審議会」を設置しております。

今回、委員改選にあたり、委員の一部を公募します。霧島市の男女共同参画の推進のため、皆様のご意見をお聞かせください。ご応募をお待ちしております。

1 募集人数 2人以内

2 応募資格

次の全てを満たす方。

- ア 満 18 歳以上(令和6年4月1日現在)で、市内に居住又は市内の事業所に勤務していること。
- イ 年間3回程度の会議に参加できること。
- ウ 本市の他の附属機関などの委員を3つ以上兼務していないこと。
- エ 霧島市職員・霧島市議会議員でないこと。



3 応募方法

次の①と②の書類を、裏面の応募先に直接持参されるか、郵送又はメールにて提出してください。

① 「霧島市男女共同参画審議会」公募委員応募用紙

※ 市ホームページからもダウンロードできます。

② 次のテーマに基づいた作文(様式自由、800 字程度)

テーマ:「霧島市における男女共同参画社会の実現について」

あなたの家庭、地域、職場などにおける男女共同参画の推進状況等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けてどのような取組を進めていけばよいか、あなたの考えをお書きください。

4 募集締切り

令和6年5月31日(金) (必着)

5 選考方法

書類審査の上、結果を応募者全員に通知します。

6 個人情報の取扱い

「霧島市男女共同参画審議会」公募委員応募用紙に記載された個人情報については、同委員の選考以外には使用いたしません。

(裏面もご覧ください)

霧島市男女共同参画審議会の委員について

1 審議会の主な役割

- ① 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べること。
- ② 「霧島市男女共同参画計画(以下「基本計画」という。)」を策定又は変更するとき、意見を述べること。
- ③基本計画の進捗状況に対し意見を述べること。

2 委嘱期間

委嘱日(令和6年8月6日予定)から2年間

3 開催回数

年3回程度

4 開催場所

国分シビックセンター内の会議室

5 経費負担

会議にご出席いただいた場合には、規程により報酬等をお支払します。

【問合せ先・応募先】

○問合せ先

霧島市 市民環境部 市民課 人権・男女共同参画グループ

住 所：〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番1号

電 話：0995-64-0901(直通)

Email：simin@city-kirishima.jp

○応募先

- ・市民課 人権・男女共同参画グループ(国分シビックセンター1階)
- ・隼人市民福祉課
- ・各総合支所市民生活課